

子ども家庭課

議案第79号

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

区は、平成17年4月から、子どもの保健向上と健やかな育成を図ることを目的として、小・中学生まで医療費の全額助成を実施しています。

令和5年4月1日から、更なる子育て支援策の一環として、青年期世代の健康を守るために、高校生等に対象を拡大し、通院時の一部負担金や入院時の食事療養標準負担額の助成を含めた全額を助成する高校生等医療費助成を実施します。

1 改正理由

高校生世代が抱える身体的・精神的な悩みを解消し、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身で悩みを抱えこむことなく、健康に関する相談を何でも相談できる医療機関との関係を築く機会を創出するとともに、病気の予防や早期発見、早期治療につながるように支援するため。

2 改正内容

医療費助成の対象年齢を拡大します。

現 行 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

改正後 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

3 助成内容

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 通院費 | 医療保険の自己負担（3割） |
| (2) 一部負担 200円 | 通院について、1回当たりの本人負担額 |
| (3) 入院費 | 医療保険の自己負担（3割） |
| (4) 食事療養費 | 入院時の食事療養標準負担額 |

4 施行期日

令和5年4月1日

※新たな対象者に係る助成に関する申請は、令和5年1月1日から可能

港区子ども医療費助成条例新旧対照表

	改 正 案	現 行
(定義)	(前略)	(定義)
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども <u>十八歳</u>に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であつて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>一 子どもの保護者 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ 保護者及び子どもが区内に住所を有すること。</p> <p>ロ 子どもが<u>国民健康保険法</u>（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者又は区規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者で</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども <u>十五歳</u>に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>一 保護者及び子どもが、区内に住所を有すること。</p>	

あること。

- 二 子どものうち、十五歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、何人からも監護されていないもの（区内に住所を有すること）。

- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療費の助成を受けることができない。

一～三（略）

（後略）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、同年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の港区子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）による医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費について適用する。

- 3 改正後の条例第四条の規定による医療費の助成に係る申請及び認

- 二 子どもが、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による被保険者又は区規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、対象者としない。

一～三（略）

（後略）

定並びに医療証の交付の手続については、施行日前においても行う
ことができる。